

Q&A

なぜ、罪を犯した人を支援する必要があるのでしょうか？

矯正施設内や被疑者の中には、虐待の被害者や貧困といった生育環境の問題や、障がいの特性による問題解決方法の不適切さや認知のゆがみ等の個人内要因の影響により、社会から孤立し、罪を犯してしまった人が少なからず存在します。犯罪だけでなく、逆境的な経験など、その背景や生活歴に目を向けると、おのずと福祉支援の必要性が浮かび上がってきます。

罪を犯した人を地域や福祉施設などで受け入れるには不安があります

実際に本人と会い、本人を知る中で、どうすれば社会のルールに沿いながらその人らしく生きていくことができるかを、地域の関係者を集め一緒に考えていくことが、不安の軽減につながるのではないかと考えています。

地域生活定着支援センターの支援対象者とは？

■ 保護観察所で「特別調整」の必要があると認められた矯正施設退所予定者が支援対象となります。支援対象者は、退所後に居住する場所の調整や福祉サービス利用などの支援を受けることができます。

※「特別調整」の対象者は、以下のすべての要件を満たす人

- ① 高齢（おおむね65歳以上）又は障がいがあると認められること
- ② 退所後の住居がないこと
- ③ 退所後に福祉サービスを受けることが必要と認められること
- ④ 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること
- ⑤ 特別調整の対象となることを希望していること
- ⑥ 特別調整の実施のために必要な範囲内で、公共の保健福祉に関する機関等に個人情報を提供することに同意していること

■ 被疑者・被告人で高齢、又は障がいにより自立した生活を営むのが困難な人（保護観察所からの依頼）

神奈川県地域生活定着支援センターは、福祉サービスを必要としている、矯正施設から地域にもどる高齢者や障がい者、刑余者や被疑者・被告人の自立生活を支えます。

〒221-0825 神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター 4階
電話:045-322-6842 FAX:045-548-6841 E-mail:kana-teichaku@kacsw.or.jp
業務時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後6:00

神奈川県
委託事業

神奈川県 地域生活 定着支援 センター

つながって、ささえあう。

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会